

社会保険被保険者の概要

・常時5人以上の従業員を使用する個人事業主の事業所

・法人の事業所

は、社会保険の強制適用事業所です！



■社会保険強制加入義務者の一覧

	社会保険		
	健康保険	介護保険	厚生年金保険
加入義務者	常勤の従業員 (事業主、法人役員を含む)	40歳以上65歳未満の 常勤の従業員 (事業主、法人役員を含む)	常勤の従業員 (事業主、法人役員を含む)
	常勤の従業員の所定労働時間 及び労働日数の両方について、 常勤の従業員の4分の3以上の 従業員	常勤の従業員の所定労働時間 及び労働日数の両方について、 常勤の従業員の4分の3以上の 従業員	常勤の従業員の所定労働時間 及び労働日数の両方について、 常勤の従業員の4分の3以上の 従業員

加入義務者については、正社員、パートタイマー、アルバイトなどの名称に関わらず、実態で上記に該当する場合は、社会保険の加入義務があります！

■政府管掌健康保険からの給付制度

- ①病気や怪我で会社を休んだとき→ [傷病手当金]
- ②出産のため会社を休んだとき→ [出産手当金]
- ③本人又は配偶者が出産したとき→ [出産育児一時金・配偶者出産育児一時金]
- ④本人又は被扶養者が亡くなったとき→ [埋葬料・埋葬費・家族埋葬料]
- ⑤月次の医療費が一定額を超えたとき→ [高額療養費支給申請]
- ⑥医師の指示により義手・義足等を装着したとき→ [療養費支給申請]